

Title	戦後における佐々木惣一の平和論：「自衛戦争・自衛戦力合憲」論者の平和主義
Author	伊崎, 文彦
Citation	市大日本史. 9 巻, p.98-123.
Issue Date	2006-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

戦後における佐々木惣一の平和論

—「自衛戦争・自衛戦力合憲」論者の平和主義—

伊崎文彦

はじめに

佐々木惣一（一八七八—一九六五）は、戦前日本の憲法学界において、美濃部達吉とならぶ憲法学者として知られている。大日本帝国憲法（以下、帝国憲法と記す）の憲法学説は、一般的に、天皇大権を重視する穂積八束・上杉慎吉らの「君権学派」と、天皇大権を制限する「立憲主義」を重視する美濃部・佐々木らの「立憲主義学派」にわけられる^①。しかし、同じ「立憲主義学派」であっても、「政策的、目的論的、動態的側面の強」^②、「憲法はいかにあるべきか」を追究する東京の美濃部憲法学とは異なり、京都の佐々木憲法学は「憲法はいかなるものであるか」を追究する「客観主義的論理主義」「法実証主義」が特徴であるとされる^③。

従来の憲法思想史の研究は、戦前の佐々木憲法学の中心に位置する「国体」論や「立憲主義」論を高く評価してきた^④。しかし憲法解釈の点で、戦後の佐々木憲法学は批判の対象となることが多かった。その

主な原因の一つは、日本国憲法第九条の「戦争の放棄」の解釈をめぐる、佐々木が「自衛戦争・自衛戦力保持合憲」論の立場をとったことにある。この解釈は、「戦争の放棄」の理念を後退させる、法実証主義の「歴史的限界」であるとか、「他の客観的論理主義的解釈と異って、著るしく主観性を帯びた解釈」であるとして^⑤、特に批判の対象となってきたのである。

たしかに憲法解釈の点から見ても、従来の研究で指摘されているように、佐々木の解釈が大いに問題であったことは間違いない。しかし、佐々木の第九条解釈を批判する研究は、佐々木の憲法解釈の仕方のみをとりあげて問題にする傾向があり、佐々木が状況に応じて発言している、時局分析や平和論を十分に検討したうえで、解釈の仕方を位置づけているわけではない。佐々木の憲法論は、高度に洗練され、体系化された思想であるが、その思想を形作り支えているのは、時局分析や平和論をふまえた佐々木の時代認識である。第九条の解釈が保守的であるからといって、佐々木の平和論を軽視してよいことにはならな

いだろう。それらを分析したうえで、あらためて佐々木の憲法論を読み直すことが必要なのである。

このような視点から、佐々木の平和論と平和主義思想の特徴、そして佐々木が戦後日本の平和主義の理念をどのように位置づけようとしたのかを明らかにするため、本稿では以下の問題を考察する。

まず第一に、「十五年戦争」が、佐々木の学問研究にどのような影響を与えたのか、という問題である。佐々木の「国体」論の特徴を検討した出原政雄は、「敗戦という現実が、佐々木の憲法学や政治思想にどんな影響を与えたかという問題も含めて、佐々木惣一と十五年戦争との関係は興味深いテーマとなるだろう」と述べているが、その後、この点の検討はなされていない。しかし、戦後の佐々木の平和論を理解するためには、戦時下において佐々木が戦争にいかに向き合ったのか、また、そのことを戦後になってどのように総括したのか、という問題を検討することが不可欠だと思われる。したがって本稿では、まず最初に、戦後の平和論の前提となる、戦時下の佐々木の学問や戦争論の特徴を検討し、「戦争と知識人」の問題を考察する。

第二に、佐々木が日本国憲法制定前は第九条の規定に反対し、制定後に「自衛戦争・自衛戦力保持合憲」論を説いたのはなぜか、という問題である。そこには、憲法学者として現実世界の展開を見つめる、佐々木の現実主義的な立場が表れており、その立場が解釈に影響を与えていると思われる。

第三に、憲法制定前は第九条の規定に反対していた佐々木が、なぜ

「戦争の放棄」の理念を、しだいに積極的に評価するようになるのか、という問題である。佐々木の学問や活動の全体像を明らかにした松尾尊発は、戦後の佐々木が「最後の公表論文」で、「門下の一部にみられるような改憲論をきびしく否定」し、第九条を「ひとり日本の国家生活としての理想のみではなく、すなわち世界の生活の理想」と位置づけていることを指摘し、これを「味うべき先生の遺言」として高く評価している。筆者も、この「公表論文」は、佐々木の平和主義を理解するうえで非常に重要なものだと考えているが、松尾は、佐々木がなぜそのような発言するに至ったのかを示していない。佐々木が憲法第九条の理念を積極的に評価するようになる理由は、戦争と戦争協力に対する反省、国内法が国際法に及ぼす影響と、法の「理想」が歴史的な「現実」として根付くことについての認識の深まりにあった、と筆者は考えている。

以上、三つの問題を考察することで、「自衛戦争・自衛戦力保持合憲」論者たる佐々木の平和主義思想を明らかにしたい。

第一章 日本国憲法制定以前の戦争論と平和論

(1) 戦時下の学問と「大東亜戦争」論

一九三五年に起こった、いわゆる美濃部達吉の「天皇機関説事件」は、日本の憲法学界に大きな衝撃を与えた。美濃部達吉の「天皇機関説」は、帝国憲法の解釈として定説の位置にあり、ほぼ同様の解釈の立場を取った憲法学者たちは、自著の絶版や改変を余儀なくされるこ

こととなった。三三年の「京大滝川事件」で、すでに京都帝国大学教授の職を退いていた佐々木にも、その影響は及び、三〇年の公刊以来、五版を数えた著作『日本憲法要論』も、内務省によって絶版処分が下された^⑩。また、二九年以来つづいていた神戸商業大学の憲法講義は、三五年四月一八日の教授会で「休講」が決定され、五月九日には、佐々木の「解囑」が決定される^⑪。佐々木にとっては受難の時代であった。しかし、こうした状況にあっても佐々木は、三五年一月に自ら創刊した『公法雜誌』に、論文、判例研究、演習などをほぼ毎月執筆しており、研究意欲が衰えることは全くなかったと言つてよい^⑫。

「大東亜戦争」開戦をひかえた四一年一月、佐々木は京都帝国大学の学生に対して、学問への情熱を失ってはならないと、次のように呼びかけている^⑬。学生は「国難」という言葉が飛びかう時局のなかであつて、「覚悟しながら落着かぬ」という気分になつていゝであらうが、これは「決して卑怯でもなく恥でもない」。そのような気分克服のためには「己を失はぬ」工夫が必要である。「己を失はぬ」ためには、「国難」に対して「自分を生かすべきである」。「自分を生かす」とは、「自己の責務として取るべき態度を自覚して、魂を打ち込んで其の態度を取ること」である。学生についていえば、それはすなわち「事物の真理を明にする」ため、「真に学問」をすることにあり。したがつて「己を失はぬ」ためには、学問に打ち込む必要があるのだ。

これは学生への訴えであると同時に、佐々木自身の「自ら戒むるの心」でもあつた。つまり佐々木は、「国難」に際して学問に邁進する

ことを決意し、その覚悟を学生に向かつて訴えたのである。戦時下の旺盛な研究は、このような決意に支えられていたと思われる。

学問を追究しようとする佐々木は、さらに自らの学問論を発表している^⑭。この学問論で注目されるのは、事物の真実を究明しようとする学問が、人間の本能に基づくものだとしつつも、人間は先入観や「利害關係」を持つてゐるため、社会事象を客観的に認識することは困難だと率直に指摘している点である。佐々木は次のように述べてゐる。

社会事象を認識する場合には、われわれは或は自己の学問前に有するところの知識のために妨げられ、或は自己の利害關係または感情傾向の為に左右せられて、その事象を率直にそのままに見ることができないという態度になる虞がある。(中略)先ず、社会事象の認識の困難なることを知つてかかることである。(中略)次に、また、社会事象の認識においては、われわれは、精神の働きの純粹性を失わぬよう心がけなくてはならない。右の純粹性を失うと判断を誤る結果になる。(中略)誤つてゐることに気がつきながら、誤りでないかのように取り扱ひ維持しようとするが如き態度は徹底的に排斥せなくてはならない^⑮。

このように佐々木は、社会事象を認識する学問が、認識者自身の「感情傾向」によつて左右される危険性と、その危険性を克服することの困難さを自覚してゐた。戦時下の執筆であることを考慮すれば、ここで言われている「社会事象の認識」には、戦争についての認識も含まれるであらう。そのように考えれば、佐々木は明言こそしなかつたものの、「感情」に左右されて戦争を合理化するような学問のあり

方に、警鐘を鳴らしていたとも見ることができよう。佐々木は戦時下において、学問に邁進することを決意しながら、学問をすることの限界も自覚していたのである。

一方、佐々木の戦時下の研究は、帝国憲法を遵守する立場から、総力戦遂行のために新たに作られたり、取締りが改正強化された法律を、可能な限り厳格に解釈し、国民の自由や権利を擁護しようとしたことに特徴がある。例えばそれは、国家総動員法や治安維持法の解釈に見ることができよう。

国家総動員法については、「戦時及び戦時に準すべき事変に際し、国防目的達成の爲」に「人的資源及び物的資源を統制運用する」ことを目的としているが、「国民の行動の自由の制限にして帝国憲法上法律を要するものを、全般的に勅令其の他の命令を以て制限し得るものとした」法律であり、帝国憲法上「重大なる問題がある」と指摘している。^⑩つまり、議会の審議を経た法律ではなく「勅令」によって、国民の自由を制限することを問題視していたのである。法律に示された「戦時」の理解についても、論者のなかには「戦時に於て、と異なり、戦時前後をも入れる」と説明するものもあるが、そのように解釈すれば、「種々の制限・禁止」が「戦争のある間のみならず、其の前後の間に於ても」行うことが可能となり、「實際的に見て極めて不当なる結果を生ずる」こととなると危惧の念を示していた。^⑪

治安維持法については、「同法の予定する国体の概念は、疑もなく、国家統治の様式より観たる国家の形体のことであつて、国家統治の様

式以外の点より観たる国家の形体のことではない。広く国風・国柄など云ふことではない。従て単に精神・道徳・思想の方面より観たる国柄といふやうなことではない」と明確に述べており、「国体」の概念を拡大解釈して法の適用範囲を広げること厳に戒めていた。四一年三月一〇日公布の改正治安維持法は、三五年一二月の「大本教事件」を画期に、「類似宗教」団体の取締り・抑圧が強化され、適用対象が「精神活動」にまで拡大していった結果、改正されたものであったが、佐々木は「精神・道徳・思想の方面」の「国体」概念をもって治安維持法で取締まることは、法解釈上不適切であると指摘したのである。佐々木は以前からの持論であった「国体」の厳密な解釈に基づき、新法が観念的な人間の精神活動を取り締まることに批判的であった。また他にも佐々木は、大政翼賛会の結成を厳しく批判し、「或特定の一の団体」が政治を担当する翼賛会は「幕府的存在」であり、憲法違反であると指摘していたし、^⑫四四年一月には私塾「政道学塾」を開き、「親しい門下に憂国の念を吐露」していたと言われる。^⑬佐々木は憲法学者として、帝国憲法を遵守する立場から、日本の総力戦体制のなかで国民の自由や権利が侵害されることに、一貫して批判的立場をとった。

では、佐々木は戦争そのものに対して、どのように向き合おうとしたのだろうか。このことについて、佐々木は次のように回想している。

戦時の初め頃であつた。或人が、私に向つて、国家危急の今日わ

れわれは命を捨て、活躍すべきであつて、学生が戦場に出て倒れることなども当然のことであるという意味のことをのべた。私は、その人にその子弟を戦場に送っているかと問うて見たが、送つていないと答えた。ところがその人が後に至つて自分の子供を戦場に送ることゝなつた。その時、こんどの戦争をしたのは元来まぢがつたことであつた、という意味のことを、右の同じ人が私に話した。私はだまつてたゞ聞いていた。(中略)戦争のことを問題とする場合に、自己や自己の關係者が戦争に出て命をなげだす、ということゝして考えないで、他人がそれをする事だとして、考える人が少くない。自分がするのではなく、他人がすることとして、考えて——無意識ではあろうが——戦争をするがよい、という風に説く人がかなり多い。これは、観る立場より戦争を考えているのである。しかし、自分がこれに当るといふ立場より考えるのではなく、真に戦争のことを考へるとは、いゝ得ないのである。

佐々木は、戦争を他人ごとのように考え、傍觀者の態度で「観る」戦争肯定論者を批判し、国民一人ひとりが戦争の当事者として「当る」ことが、戦争を真に理解することなのだと言つてゐる。その意味で佐々木は、日本国民のひとりとして、傍觀者ではなく自ら主体的に戦争に向き合い、考えようとしたのである。

佐々木が、満州事変や日中戦争を直接論じたものはないが、満州事変の帰結であつた日本の国際連盟(以下、国連)と記すが引用はそのまま)脱退や、日中間の衝突については、深く憂慮してゐた。日本が国連を脱退する三三年初頭の佐々木の日記には、日中間の衝突や国連の動

向を懸念する記述が何度も見られる。例えば、一月二日には「賀状整理をやめて寝に就かんとする際朝日の号外来。山海関にて日支両軍衝突のことを報ず。憂慮すべき事態である」と記し、四日には、「風呂から出て新聞をよむ。日支紛争(山海関方面)の始末いさゝか氣にかゝる」と記している。また、一七日には、「夕刊国際聯盟關係の重大化を報ず。まことにこまつたことだ。わが帝国永遠の利益を念ふこと切」と記し、その後も、「国際聯盟關係心配」(一九日)「国際關係の前途不安」(二一日)「聯盟關係紛糾。險惡」(二三月一日)などと日本を取り巻く国際關係が悪化し、国連脱退を憂慮する記述が散見され、国連脱退が帝国日本の利益にならないことを確信してゐたことがわかる。佐々木は、満州事変以来の日本の侵略的な外交政策を憂慮し、日中間の紛争が「帝国永遠の利益」を損なうことを危惧してゐたのである。

「大東亜戦争」について佐々木は二つの論考を執筆する。「戦争直視すべし」と「決戦と国民間の信頼」と題した論文である。

前者の論文では、国民は「大東亜戦争」の意味を、「先づ我が国の立場に於て」考えねばならず、「既に戦を交へる以上必ず勝たなくてはならぬ」と述べている。そのためには国民が「戦争を直視」することにより、戦争の目的が「宣戦の大詔」に示された「我が国の自存自衛の爲一切の障礙を破砕する」ことにあると認識したうえで、この目的の達成のために国民が「努力するの責務を自覚」しなければならぬとした。戦争の目的が「自存自衛」であることを佐々木が強調するのは、「宣戦の大詔を離れ」て、目的を「東亜の新秩序」や「世界の

新秩序」の建設に見出したり、「世界史を転換せしむること」にあるなどと、「学問的態度」で勝手な解釈をする論者がいることに批判的であったからである。^⑧

つづいて佐々木は、「武力闘争機関」たる軍隊は人間の生命そのものを賭けて闘争するのであり、「任務に関する特別の、矜持と特別の責任」があることを自覚する必要があると述べた。国民は、その軍隊に「特別の信頼と尊敬」を持ち、有効に軍隊が機能する「社会的雰囲気」を作る必要があると述べている。^⑨単に国民の側に軍隊への協力を一方的に求めるのではなく、軍隊の側にも国民の信頼と尊敬を得られるよう行動することが重要だと指摘したのである。

国民に戦争を強いる側こそ重大な責任があるという主張は、後者の論文では一層鮮明である。このなかで佐々木はまず、戦争においては国民間に信頼が必要だが、「此の必要は決戦の段階に至つて一層強度を増大する」とし、「挙国一体の構」が必要だと述べる。そして「挙国一体」をつくるためには、国民各自が「国家的任務」を分担して「責任感」を持ち、それぞれに「任せる」ことが必要であると述べる。なかでも、一般国民に「犠牲、耐窮」を要求する「国務機関」が「責任感」を持つことは特に必要であり、「国務機関」が要求するだけでは、国民の「面従腹背」を招き、「真の挙国一体」をもたらさないのだと批判している。佐々木は、「挙国一体」構築のために、国民の戦争協力の責任を説く一方、同じ論理で、国民に戦争協力を求める政府の責任の重大さを指摘したのである。

佐々木の「大東亜戦争」論は、戦争の目的を自国中心の立場で「直視」せよと述べたり、「挙国一体」を掲げるなど、全体としては、戦争への国民の協力を求めた内容であった。しかし、佐々木は「大東亜戦争」に積極的に賛成したわけではない。日中間の衝突や日本の国際的孤立を深く憂慮していた佐々木は、おそらく「大東亜戦争」の行く末も深く憂慮していたものと思われる。ただ、「既に戦を交へる以上必ず勝たなくてはならぬ」と述べているように、いったん戦争が始まった以上は、国民が軍隊や政府と一致団結して、自国の勝利のために各自努力する責任があると、佐々木は考えていた。なかでも、指導する側の政府や軍隊の責任を強調したのである。

佐々木がこのように戦争を指導する側の責任を強調したのは、「真の挙国一体」の体制を構築するには、「国民の意思」を反映した政治が必要であると考えていたからである。佐々木によれば、「国民の意志」に基づく政治は、帝国憲法が示す「我が国の立憲主義の特色」である。立憲主義とは、「三作用分属主義に基礎を置き、国家作用への国民の意思の参与を認むるものである。」「三作用分属主義」とは天皇が「元首の下に立法・司法・行政の三機関」の併立を定め、「統治を翼賛せしめ給ふ」ことである。「国家作用への国民の参与は国家機関の権力濫用に対して国民の自由の保護とな」り、国民の自由を保護することは「天皇が統治を為すの方法として定めさせられたるもの」であると佐々木は述べている。^⑩逆に言えば、「国民の自由」を制限し、「国民の意志の参与」を制限することは、天皇の統治の翼賛を阻害す

ることとなり、帝国憲法の示す「立憲主義」に反することとなる。「眞の挙国一体」を構築するために、指導する側の政府や軍隊は、国民の自由を制限するのではなく、国民の自由な意志に基づく政治体制を構築する責任があるというのが、佐々木の考えであった。つまり佐々木は、国民の戦争協力を説く一方で、日本の「立憲主義」を擁護し、国民の自由と権利を可能な限り守ろうとしたのである。日本の国際的孤立を憂慮しつつも、いったん戦争が始まれば、佐々木はその当事者の一人として国民に戦争協力を求め、また自らも主体的に戦争に協力した。したがって、佐々木は戦争の「主体的協力者」の一人ではあったが、それでもなお、その「協力」の目的は、国民の自由の擁護にあったのである。

(2) 敗戦直後の活動と新憲法草案への疑念

一九四五年八月、日本はポツダム宣言を受諾し、連合国に降伏した。戦争に主体的に協力していた佐々木は、日本の敗戦という現実を深刻に受けとめていた。そのことは、敗戦から九年目の八月一五日の新聞に、次のように書いていることからわかる。

敗戦というわが国空前の事態に直面した瞬間の私の感慨は、いま改めて追想したくはない。その驚きと痛みとは、到底いま私の筆にすることのできるものではない。それは、単なる力に対する力の敗れにとどまるものではなく、思想に対する思想の負けであった。(中略)敗戦の日、私はこれを痛むよりも、これを再建、前

進を反省するの尺度としたい。

この文章は、佐々木が受けた衝撃をよく示しており、敗戦から一年近く経っても、その衝撃が筆にすることのできないほど大きいものであったことを物語っている。少なくとも佐々木にとって、日本の敗戦は喜びや「解放感」などではなかった。また佐々木は、この文章の中で、日本の敗戦を「思想に対する思想の負けであった」と捉えているが、戦後になってから、敗戦の主な原因として「戦争政治」が「国民皆の意志に基づいて決定されず、少数者の意志に基づいて決定されたこと」を挙げている。つまり、戦時中の「独裁的」な政治のあり方が敗戦の原因だと考えたのである。佐々木は前述したように、戦時下において「国民の意志」を反映する政治体制の構築を求めているが、実現することなく敗戦を迎えるに至った。その反省をふまえ、佐々木はポツダム宣言の言う「デモクラシーの復活強化」にしたがって、「共民政治の復活強化、国民の自由の尊重」を実現することが、戦後日本の再建に必要なだと述べている。

佐々木は「デモクラシーの復活強化」実現をめざし、敗戦から間もない時期に、内大臣府御用掛として、帝国憲法改正の調査にあたる。四五年一〇月一三日、佐々木は近衛文麿の求めに応じ、天皇から内大臣府御用掛に任命され、帝国憲法改正を「考査」する任務に携わった。佐々木が招かれたのは、「近衛さんが京都大学で教えを受けた佐々木博士にお願いしたら一番いいのじゃないか」ということだったよう

である。佐々木は検討の結果、一月二十四日に「帝国憲法改正ノ必要」(以下、佐々木私案と記す)を、天皇に「奉答」する。

佐々木私案は、「国家将来ノ建設ニ資スル」ために「帝国憲法ノ部分的改正ヲ為スノ必要」があり、「単ニ帝国憲法ノ解釈運用ノミニ頼ルベ」きではないことを主張していた。美濃部達吉が同時期に「形式的な憲法の条文の改正は、必ずしも絶対の必要ではな」く、「民主主義の政治の実現は現在の憲法の下においても十分可能」であると述べて、条文改正に消極的だったのとは異なり、佐々木は「部分的改正」が必要だとしたのである。その主な理由を、佐々木は次のように述べている。

国家ガ今日ノ如キ特殊ノ社会事情ノ下ニ置カレ未會有ノ苦難ヲ忍バザルヲ得ザルニ至レルハ従来国家活動ノ目標ガ反平和的ノ意図ヲ以テ定メラレ又民意ヲ基礎トスル国家総力ヲ發揮セザルノ事実アリタルノ結果ナリ。(中略)今将来ニ向テ同様ノ事実ノ生ズルコトナカラシメントスルニ当リ其ノ事実ヲ生ゼシムルノ余地アル帝国憲法ノ解釈運用ノミニ頼ルベキニ非ザルコト最近ノ経験ニ徴シテ之ヲ知ルナリ。

佐々木は、日本の敗戦という「未曾有ノ苦難」が、「民意」に基づかない「反平和的ノ意図」によってもたらされたことを反省し、現憲法のままでは将来再び同じ事態を招きかねないと考えたのである。帝国憲法の解釈を緻密に考究していた佐々木が、帝国憲法をそのまま維持し、憲法解釈に頼るだけでは「将来国家ノ建設ヲ阻ム国家活動ヲ来

スコトアリト云フベシ」として、その危険性を指摘していたのは、美濃部と比べても先見の明があったと言わべきであるし、佐々木の敗戦の衝撃の強さを物語っているとも言えよう。

このような考えのもと、佐々木は「デモクラシー」実現のため、帝国憲法のいくつかが改正すべき点を挙げているが、あくまで「部分的改正」であり、天皇の「萬世一系」性と「統治権ヲ総攬」することを定め、「国体」を規定した帝国憲法第一条から第四条までは、全く変更されず、「一君萬民ノ精神」を明確にするため、第五条として「天皇統治権ヲ行フハ萬民ノ翼賛ヲ以テス」を新たに付け加えるなど、佐々木の言う「国体ノ特殊性」を表現した保守的なものであった。佐々木は、「我が国家ノ個性タル国体ノ特殊性ヲ考慮スルコトハ世界ノ平和的秩序ノ確立ニ対スル寄与ヲ堅実ナラシム」として、日本の「国体ノ特殊性」が世界平和に貢献する重要な要素になりうると考えていたから、「国体」改正の必要を認めないのも当然であった。日本に勝利した当時の連合国は、日本の軍国主義の精神的根源に「国体」の非合理性があると考えており、佐々木の認識とは大きなズレがあったと言えよう。

また、佐々木は天皇の統帥権を定めた帝国憲法第十一条を、「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」から「天皇ハ軍ヲ統帥ス」に改めているが、その理由について次のように述べている。

現憲法第十一条ニ「陸海軍」トアルヲ「軍」ト改ムルニ過ギズ。天皇軍ヲ統帥ストハ国家ニ軍隊ヲ置ク場合ニ之ヲ統帥スルノ任天皇ニ在リト云フノ義ナリ。国家ニ軍隊ヲ置クト云フノ義ニ非ズ。

国家ニ軍隊ヲ置クヤ否ヤハ国家發展ノ過程ニ依リ一樣ナラズ。国家之ヲ置カザルコトアルベシ。然レドモ苟モ国家体制ヲ全般トシテ定ムル場合ニ在テハ其ノ体制ニ於ケルノ規範トシテ何人ガ軍ヲ統制スベキカラ定メザルヲ得ザルナリ。

このように佐々木は、国家が軍隊を設置するかどうかは「国家發展ノ過程」により様々であり、軍隊を置かないこともあるとしながらも、憲法上、天皇を軍の統帥者として位置づけることは変えなかった。佐々木は、軍隊の存置に慎重ではあっても、統帥者の規定を残している以上、軍隊の廃止を考慮していなかったと見るべきである。

一九四六年になり、政府によって新憲法草案が帝国議會に提出されると、佐々木は貴族院議員に任命され、政府提出の新憲法草案を貴族院議會で審議する役割を担うこととなる。この審議に際して佐々木が示した立場は、佐々木私案作成時と同様、保守的なものであった。ここでは行論上、新憲法草案第九条の「戦争の放棄」の部分についてのみ触れるが、佐々木は第九条について、強い疑念を表明していた。その理由は、主に三つある。

まず第一に、「世界の現実」に戦争が存在する問題である。佐々木は、「我々は如何に平和的に正義を実現すると申しましたが、此の世界の現実と云ふものを見なければならぬ、此の世界の歴史的現実と云ふものを離れて観念的に問題を考へることは、此処に非常な危険がある」と述べて、現実的立場から世界を見るべきだと強調する。そして、戦争しなければならぬ「事実」は「現実」に示されて居り、「国

際聯合」やかつての「不戦条約」のような「自分は戦争をせないと云ふ国際的義務」に入ることは良いが、「国家と云ふものの性格自体」から考へて、なぜ国家が戦争する力を放棄するということが「国法的に宣言すると云ふ必要があるか」と条文を批判している。このように佐々木は、戦争をしなければならぬ「世界の歴史的現実」が存在する以上、「不戦条約」のような国際条約に日本が加盟するのはよいが、日本だけが戦争の放棄を「国法的に宣言」する必要はないと述べていた。この質問に対して、金森徳次郎國務大臣は、日本が他国に先駆けて戦争を放棄する「覚悟」と「勇氣」を示したものであると答弁し、理解を求めている。

第二に、国際法上の法理的な問題である。佐々木は、国内法たる憲法に「戦争の放棄」を規定しても、国際法に対する効力はなく、他国が日本を攻めることも、日本が他国と戦争をすることも、国際法上は許されるのではないかと質問し、金森國務大臣の「法律論の範囲」では可能だとの答弁を引き出した上で、次のように述べている。

私の申上げて居るのは、是は矢張り結局国際法的に無意味なものだ、それで戦争と云ふものを真になくすると云ふ理想を実現して、さうして平和の世界を現実に実現すると云ふ為には、結局世界の国家が共同に努力すると云ふ方がどうも根本的の必要だから（中略）世界平和の秩序の確立と云ふやうなことの為に努力すると云ふ方が先きのぢやないか。国内法で斯う云ふことを決めて置きますしても、現実の世界生活其のものには關係がない。

このように佐々木は、一国の憲法に「戦争の放棄」を規定しても、国際法上は効力がなく、世界の国々が共同で世界平和の実現に努力しなければ「無意味」であると批判した。「現実の世界生活其のものには関係がない」と明確に述べているように、国内法が国際法に影響を及ぼすことについては懐疑的だったのである。しかし金森國務大臣はこの質問に対して、「法理学的には固より正当な御見解」だが、「私は成るべく之を国際的にも影響力あるものやうな気持を持つて読みたい」と答弁している。

第三に、国家・国民の独立と軍事力は不可分だという確信である。佐々木は、国家が自ら戦争する力を放棄すると国民に示すことになれば、「国民は何か自分は国を為す人間として自主的でない、何か独立性を失つたやうな、従つて朗かでない、自分は戦争は厭だけれども、戦争は自分はやる力は法的にないのだ」というやうな「卑屈のやうな気持」を持つことにならないか、「非常に憂へる」と述べている。そして、国家が戦争する力を放棄するのではなく、戦争開始が「實際的に非常に困難な」規定に変えた方がよいと提言した。国家の独立性と個人の独立性とを相互に捉え、独立国家と軍事力の保持は不可分と考へていたのである。

以上のように佐々木は、現実の世界には戦争が存在する以上、国家の独立のために軍事力保持は必要であること、国内法と国際法とを区別して、一国の憲法に「戦争の放棄」を規定しても、国際法上は無効力であることなどから、憲法第九条に反対の立場を表明した。それは

佐々木自身、法を論じることが「政治とどう云ふ連絡を持つかと云ふことを始終考へ」た結果であり、戦争が現実の世界に存在する以上、「観念的に」考へて、国家が軍事力を放棄することには賛成できなかったからである。その意味で佐々木は、伝統的な国家観を前提とした現実主義者であつたと言えよう。こうして佐々木は、貴族院議会で「帝國憲法改正案反対の意見」を演説し、反対の立場を表明するのである。

第二章 日本国憲法制定以後の平和論

(1) 佐々木の憲法第九条解釈と講和・安保論

日本国憲法は一九四六年一月三日に公布され、翌四七年五月三日に施行された。佐々木は、憲法を体系的に解釈した最初の著書である『日本国憲法論』を、憲法公布から一年以上経った、四九年二月に刊行する。以下、佐々木の憲法第九条の解釈について考察する前に、まず条文を示しておく(便宜上、第一項を①、第二項を②とする)。

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

佐々木は、第九条第一項の「戦争の放棄」について、「国際紛争を解決する手段としては、戦争を放棄するのだから、国際紛争を解決す

る手段としてでなく戦争を行うことは、これを放棄しない。例えば、突如不法の侵襲を受けて、自衛の必要上、これに対抗するが如きは、これを放棄してはいない」と解釈し、自衛戦争合憲論を説いた。

第二項の「戦力保持の放棄」については、次のように述べている。

陸海空軍その他の戦力は、永久にこれを保持しない。これ、憲法第九條第二項前段に、「前項の目的を達するため、陸、海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」として、規定するところである。陸海空軍は、戦争を為すの力を国家に供給することを任務とする施設である。その他の戦力とは、陸海空軍の如く戦争を為すの力を供給するの任務を有するものではないが、戦争を為す力を供給する可能性を有するものをいう。人たる物たるとは、これを問わない。(中略)保持するとは、単に従来存在したものを持續することのみをいうのではない。将来これを新設することをもいう。共に出来ないものである。わが国がかくの如く戦力の保持を放棄するのは、前示の戦争の放棄、及び武力威嚇又は武力行使の放棄という目的を達するためである。憲法第九條はこのことを明示し、「前項の目的を達するため」と特にいう。軍その他戦力を保持するならば、戦争をしたり、武力の威嚇又は行使をしたりすることが、起るかも知れぬからである。

ここで佐々木は、「前項の目的を達するため」に戦力の保持を放棄したことを強調している。佐々木は第一項で自衛戦争が禁止されていないと解釈していたから、この時点ですでに、第一項の「目的を達するため」ならば、第二項で自衛戦力の保持は禁止されていないと解釈していたようにも見える。しかし説明はまだ不十分であり、自衛戦力

の保持は禁止されていないと明確に述べておらず、曖昧であった。この時点ではおそらく佐々木自身も、そこまで明確に判断するには至っていないように思われる。

ところが、その後に出版された『改訂日本国憲法論』では、「例えは自衛のためにする戦力保持は禁止されたものではない」という明確な一文が付け加えられ、「戦力」についても、「自衛のために用いるもの」かどうかは「これを保持するわが国家の意思がどうかの問題」であり、「国家の行動、戦力の状態等により、客観的にこれを判断すべき」だという説明を加えており、自衛戦力保持は禁止されておらず合憲との解釈を明確にしている。ただし、「憲法に違反しない、というのは、憲法法理の論であつて、国家政策上そうするがよいかどうかは、全く別の論である」という一文も付け加えており、あくまで憲法解釈の次元の問題であると限定していた。

佐々木がこのような自衛戦力保持合憲論を初めて明確に示したのは、五一年に入ってからのことである。佐々木は、一月二日付の朝日新聞に「憲法第九條で許される」という小論を執筆している。このなかで佐々木は、「専ら憲法の法理の問題」として扱うことを前提として、次のように述べている。

憲法第九條第一項では、国家は国際紛争を解決する手段としての戦争をせず、国際紛争を解決する手段として武力による威嚇または武力行使をしない、という態度をとることを定めている。かゝる態度をとることが第九條第二項にいわゆる『前項(第一項)の

目的』である。(中略)第一項で戦争をしないとするのは、国際紛争解決の手段としての戦争をしないとするのであるから、第二項で、第一項の戦争をしないと目的を達するために、戦力を保持しない、とする場合のその戦争が第一項で放棄せられている戦争、すなわち国際紛争解決の手段としての戦争であること、法規解釈の論理上当然である。ゆえに自衛手段としての戦争に用いるものとしての軍備を有することは、憲法上許される。

このように、自衛戦力保持合憲論の根拠は、「前項の目的」を「国際紛争を解決する手段としては」の部分に限定して解釈することにあつた。「国際紛争を解決する手段」でない「自衛」目的であれば、戦力保持は合憲であるという説明である。これはいわゆる「芦田解釈」と呼ばれる方法と同じ論理である。「芦田解釈」とは、第九〇回帝國議會衆議院帝國憲法改正案委員小委員会の委員長を務めた芦田均が、第九条を審議した際に、第二項の冒頭に「前項の目的を達するため」という文句を挿入したのは、自分の「提案した修正」であり、もともと戦力の不保持を侵略戦争の場合に限定する趣旨であつたとの主張を公表して以来、修正部分が「芦田修正」と呼ばれ、「芦田解釈」と呼ばれるようになったものである。芦田の主張が初めて公表されたのは、五一年一月一四日付の毎日新聞であり、佐々木の小論が朝日新聞に掲載される一週間前であつた。ただし、佐々木が芦田の主張に影響を受けたのか否かは定かではない。いずれにしても、五一年に入って、佐々木が自衛戦力保持合憲論を明確に打ち出した背景には、五〇年六月の

朝鮮戦争勃発をはじめとする世界情勢の大きな変化があつたと思われる。佐々木は改訂本のなかで、次のように述べているからである。

今日の如き、諸国がそれぞれ自国のためにする要求を為し、その要求を貫徹するために、時に実力に訴えることを辞せない、という世界情勢の下において、一國だけが紛争解決のために戦争をしないと、そのために武力を保持しないと、その國がよく自主独立の立場を維持することができるかどうか。事実としてはわからない。(中略) 国際関係複雑を極め、諸国間の対立激甚を極める今日、いかなる場合にも、いかなる國家よりも、侵略をうけることがないとは限らぬ。そういう場合に、國家としては、自己の存立を防衛するの態度をとるの必要を思うことがある。これに備えるものとして戦力を保持することは、国際紛争を解決するの手段として戦力を保持することではないから、憲法はこれを禁じていない。このことは、わが國が世界平和を念願としている、ということと何ら矛盾するものではない。

佐々木は朝鮮戦争を直接例にあげてはいるわけではない。しかしこゝで言われている「世界情勢」とは明らかに朝鮮戦争のことを指している。と見て間違いないであろう。朝鮮戦争のような「諸國間の対立激甚」を目的の当たりにし、日本に対する侵略の可能性を実感するなかで、自衛戦力保持は合憲であり、これは「世界平和を念願」することと矛盾しないことを強調したのである。

最後に、「交戦権の放棄」については、次のように述べている。

交戦権は戦争を為すの権利であるが、それは他の國家に対して主

張する意志の力である。故に、交戦権を認めないとは、国家が、戦争を為すことについて、他の国家に意思を主張することを為さない、とするのである。(中略)戦争の放棄は、戦争を為さぬ、という行動、そのものについての定めであつて、他国に対して、交戦権を主張せぬ、という意志主張についての定めではない。(中略)憲法第九条第二項の、交戦権を認めないと定めることを根拠として、同条第一項を解して、戦争は、国際紛争を解決する手段以外の手段としても、これを放棄するものと、考えてはならぬ。

佐々木は、交戦権とは他国に対して戦争を「主張する意志の力」であり、交戦権の放棄によって、自衛戦争という「行動」を放棄したとはいえないとした。しかし、戦争する「行動」と戦争する「意志主張」とを区別して考えることが、果たして妥当なのか疑問である。仮にその区別が正しいとしても、他の国家に戦争の「意志を主張」しないのに、なぜ自衛戦争が可能なのか、論理整合的な説明は不可能なように思われる。改訂本では、「交戦する」という権利なのか、又は、交戦している国家が戦争について或る行動を為すという権利なのか、学者の所説一定していない」と、区別に若干の留保を付け加えたが、解釈自体は変わっていない。佐々木の自衛戦争合憲論は、文言の解釈としては成り立つが、自衛戦力合憲論の方は、文言の解釈としても大きな問題をはらむものであった。

以上のように、佐々木の憲法第九条の解釈は、当初の自衛戦争合憲論・あいまいな自衛戦力保持合憲論から、朝鮮戦争という対立の激化を背景に、明確な自衛戦争・自衛戦力保持合憲論へと変化している。

世界情勢が佐々木の解釈に影響を与え、自衛戦力保持が合憲であることを明確にしたのである。その意味で、佐々木の第九条の解釈は、世界の現実を反映した現実主義的な解釈であり、「主観性を帯びた解釈」であると言えよう。

第九条の解釈に見られた佐々木の現実主義は、日本の講和問題や日米安全保障条約(以下、安保条約と記す)の締結問題のとらえ方にも表れている。

一九五〇年に入って、「全面講和」か西側諸国との「単独講和」かをめぐり、国内では様々な議論が交わされるようになるが、なかでも「全面講和」を唱えた平和問題談話会の活動は、政治的にも社会的にも大きな影響を与えた。会の中心メンバーであった末川博や恒藤恭は、佐々木の京都帝大教授時代の同僚であり、「京大滝川事件」で共に辞職した仲間でもあり、長年にわたって大変親しい関係にあった。

しかし、佐々木が談話会の活動に関わった形跡は全く見られず、自ら距離を置いていたようである。談話会の声明が、雑誌『世界』に掲載されたのとはほぼ同時期に、佐々木は、日本の講和問題についての私見を発表しているが、その中で、全面講和か単独講和かという問題設定自体に疑問を投げかけ、次のように述べている。

理論的にいうと、いうまでもなく、わが国は連合諸国一同と講和をするのが当然である。(中略)しかれば、そういうことが実際上できるかどうか。これは理論的の考えとは別に实际的に考えなくてはならぬ。(中略)問題は、ただ単に全面講和か単独講和か、と

というような仕方では提出せらるべきではない。(中略)全面講和ができるかどうかは、前に述べた通り、わが国の意志により決せられることではなく、全く連合国の意志により決せられることなのである。故に、わが国が国家的意志として、政府などの国家的機関を以つて、全面講和を要求することなど到底できるものではない。しかし、わが国の国民の間に、全面講和を希望する意見のあることが、国民によりて表明せられることは、もちろん差支えない。

佐々木は、「理論的」には全面講和が「当然」であり、全面講和の「希望」を表明することも自由だとしつつ、主導権は日本になく、「全く連合国の意志」によるのであるから、講和の仕方については「實際」に考えるべきであるとして、中立的立場をとる。では実際に連合国のなかから「単独講和」の提議があった時、日本はどうするのか、佐々木は次のように述べる。

それに応じないとして、応じない場合におけるわが国の立場がどう成り行くかを考えなくてはならぬ。依然継続して援助を受けることができるか、という点の考慮である。それに応じないとき、わが国再建のために必要な援助を継続して受けることができなくなる、というような情勢の下では、それに応じないことは、できるものであるまい。(中略)全面講和の場合には、わが国の永久中立の地位を確立せられることが、最も望ましい。単独講和の場合には、当該講和国との関係においては、戦時状態を脱して平時状態に入るが、その他の国との関係においては、依然として戦時状態にあるのである。したがって、その他の国の側よりわが国に向つて侵撃を試みる可能性があるかも知れぬ。故に、わが国は、こ

れを予想して、当該講和国との講和において、かかる場合、当該講和国がわが国の防衛を為すべきものであることを、明確に定めてはならないのである。

佐々木は、全面講和による「永久中立」が「最も望ましい」として、談話会の提唱する立場に理解を示すものの、日本再建のための「必要援助を」受けるためには「単独講和」もやむを得ないと、実利的な立場をとる。またその時は、講和国が日本を防衛する取り決めを結ぶべきであるとして、他国による日本の防衛にも理解を示した。五一年に講和条約と抱き合わせで締結された安保条約については、次のように憲法違反ではないと述べている。

わが国は、現在では一切の戦力を有していないのだから、自衛のための戦争でも、事実、することはできない。それで、自衛を防衛する方法として、他国の戦力に依頼し、他国の軍隊をして、わが国の領土に駐屯して、必要に応じてわが国の防衛に当らしめる、ということを定めたのが日米安全保障条約である。これは、わが国が他国の侵略に対して自衛を防衛する一方法である。憲法第九条に抵触するものではない。(中略)国家が他国の軍隊を利用して自衛を防衛することは、国際法上差支ないと思うが、こゝでは国際法には触れぬ。わが憲法上の問題として、わが国が他国の軍隊を利用して自衛を防衛することは、毫も憲法に抵触しない。

佐々木は、他国の軍隊による自衛は憲法違反ではなく、日本の独立を保持する自衛のための「一方法」であるとしたり。しかし、安保条約

が合憲であることについて、佐々木が憲法学者として明確に説明した形跡はない。佐々木は安保条約も現実に受け入れたのである。

以上のように佐々木は、日本が早期に復興するため、他国からの支援を期待し、講和問題でも安保条約問題でも、冷戦下の国際情勢をふまえて現実主義的・実利主義的な立場を表明していた。しかし佐々木は、単なる現実主義者であったわけではない。世界平和を構築するために、日本は国家としていかに進むべきかを真剣に考えていた。朝鮮戦争という世界の対立を目の当たりにして、自衛戦争・自衛戦力合憲論を明確にしてからも、佐々木は「世界平和を念願」し、その対立を緩和する方法を常に模索していたように思われる。佐々木はその方法として、次節で見えるように、憲法に則して日本のあるべき平和主義のかたちを説いていくのである。

(2) 佐々木の「世界平和」論と憲法第九条の「理想」

佐々木は一九四九年に、三つの「世界平和」に関する小論を発表している。「世界平和偶感」「世界平和と日本」「万国戦争放棄への努力」である。これらは比較的短文ながら、佐々木が「世界平和」をどのように位置づけていたのか、また彼の歴史観を見るうえでも重要であると思われる。

これらのなかで佐々木がまず最初に述べているのは、戦争一般と人間性との関係である。「人間の存在は自己目的」なのであり、その「自己目的たる人間存在を否定することは人間性に反するもの」であ

るが、その最たるものが戦争である。人間は「闘争の本能」を持ってゐるから戦争の廃止は不可能であると説く人もいるが、闘争が人間の本能であったとしても、人間存在を否定する戦争が本能であるとは言えない。

また、戦争によって「人類社会が進歩する」から必要であるとする考えもあるが、人間存在を否定する戦争が「決して価値ある人間生活のあり方とはいひ得ない」。したがって戦争は「人間の生活に価値をつけ加えるもの、即ち社会の進歩を来たすものとはいひ得ない」。佐々木はこのように、人間存在の重要性、価値ある社会の進歩という観点に立ち、戦争は必要との意見を否定した。

では、なぜ戦争は人間世界からなくならないのか。その理由として、佐々木は「国民の国家的利己心」と「国民の個人的利己心」を挙げる。しかし、人間は利己心そのものをなくすることが困難であるから、当事者同士の衝突を、道徳や法によって解決する仲裁機関が必要であると、次のように述べている。

国内関係に於て甲乙の争を決定するものは国家であつた。この関係は国際社会生活に於てもなければならぬ。甲乙国家の争を決定するのは、道徳、法、それと同時に客観的力を表現する一般的意志体が必要ならぬ。もしかゝる意志体があるならば、力であつて戦争に至らざらしむる力の合理性を認めることが出来るのである。

こうして佐々木は、国際社会において戦争を防ぐ「一般的意志体」

が存在することの重要性を、人間性という観点から弁証した。そのうえで次に、「一般的意志体」を成立させる方向へ、人類の歴史が発展してきたこと、すなわち国際社会における戦争違法化の努力の発展を具体的にあとづけている。戦争をなくすべきだと考える思想は古くからあるが、実際に国家の政策として最初に行われたのは「欧洲諸国に行はれた権力平衡の主義」であり、続いて「欧洲大国の協調主義」が現れたが、これは「大国の独裁」にすぎなかった。次に軍備制限という提案が出され、「ヘーグ平和会議」が開かれたが、ドイツの反対などで実現しなかった。しかし第一次世界大戦の結果、「諸国」の間に、直接に世界平和そのものを確保する、共同の組織」が国際連盟として実現し、最近では国際連盟として実現した。「今日、世界は、かゝる観念を基礎として、世界の協同的努力をする、といふ段階にまで進んで来た」ことを、佐々木は「人間社会のよろこぶべきこと」として高く評価している。

国際社会における戦争違法化の努力が、歴史的に発展してきたことを高く評価する佐々木は、日本が戦前に国連を脱退したことを深く反省し、次のように述べている。

わが国は、国際活動において、公平に見て、国際条約を無視し、又国際法に違反するやうに考へられる行動を為し、国際聯盟にいろいろな批判をうけるところとなつた、それで遂に国際聯盟を脱退するといふことになつたのである。(中略)わが国の国家的な有権的な態度として国際聯盟を脱退するといふことになつた

のは、まことに遺憾なことであつた。(中略)もし国際聯盟を脱退するといふやうなことがなかつたならば、日独伊の同盟といふやうなことにも至らず、更に進んで戦争の一方の当事者になるといふことにもならなかつたかも知れない。勿論これは全て憶測に過ぎない。(中略)わが国は国際聯盟といふやうな、協同的、平和への努力の機構の存続を不可能ならしめたこと、それより引いて国際平和の傾向を弱めたことについて、責任を有するものと考へざるを得ない。

このように佐々木は、「全て憶測に過ぎない」と留保しながらも、日本の国連脱退が第二次世界大戦の遠因となつたことを指摘し、「国際平和の傾向を弱めた」日本の責任を強調した。もともと佐々木が、日本の国連脱退を深く憂慮し、日中間の衝突の拡大を強く懸念していたことは、前に見た通りである。だからこそ、佐々木は自分の懸念が現実となり、結果的に日本が敗戦を迎えた事態を、深刻に受け止めたのだと言えよう。

では日本は、「国際平和の傾向を弱めた」責任をどのように取ればよいのか。佐々木によれば、この責任の取り方こそ「戦争を放棄した日本の世界的使命」なのである。「世界的使命」とは次のようなものであつた。

いひかへて見れば、わが国さへ戦争をなさなければよいのであつて、一般に戦争といふものが人類世界に行はれやうが行はれまいが、どうでもよいとするのではない。わが国は、凡そ世界の国内に平和が存するといふことを念願するのであつて、この世界の平

和に役立つものとして、日本は、自ら自己の活動を限定し、戦争をしないといふ風に、放棄してゐるのである。(中略)即ち、わが国は、単に、わが国が戦争の惨害を免れたい、といふやうなことのみから出て、戦争を放棄してゐるのではない、世界の平和の実現に役立つやうに、先づわが国自身が戦争を放棄してゐるのである。

つまり、憲法第九条が示す「日本の世界的使命」とは、日本だけが戦争に巻き込まれなければよいと考えるような、一國平和主義的発想にあるのではなく、世界平和実現に努力するために、日本が自ら戦争を放棄したことにあると述べているのである。都新聞に掲載された「万国戦争放棄への努力」という論説では、より一層日本の使命が強調されている。この中で佐々木は、憲法第九条を「戦争絶滅の思想の表現の一形式」であると位置づけ、かつてカントやグロチウスらの「諸先覚哲人」が説いた「世界協同の組織の思想」が、国際連盟や国際連合として実現したやうに、現在では「空想」だと考えられる「万国戦争放棄」を、日本は世界の国々に不断に訴えつづけていくべきだと述べている。

以上のように佐々木の「世界平和」論は、人類社会の戦争違法化に至る歴史的発展の中に憲法第九条を位置づけ、高く評価しようとするものであった。かつて憲法草案の審議の際、現実世界に戦争が存在する以上、日本だけが国法的に戦争放棄を宣言しても、国際法的に無意味だと述べていた佐々木の主張は、ここでは全く影をひそめている。

たとえ現実の世界では「万国戦争放棄」が「空想」であっても、人類の戦争違法化への努力が、国際連盟や国際連合のような「一般的意志体」として実現したやうに、「世界平和の傾向を弱めた」責任のある日本は、その「空想」実現に向けて努力する「世界的使命」があると、佐々木は述べたのである。このように見ると、かつて日本の国連脱退を深く憂慮しながらも、日本の引き起こした戦争に主体的に協力し、「国際平和の傾向を弱めた」一人の知識人としての責任の取り方を、佐々木は憲法第九条に託したと言えそうである。

その後の佐々木は、憲法第九条の解釈としては「自衛戦争合憲・自衛戦力保持合憲」論を明確にしながらも、「戦争の放棄」という「理想」が単なる「空想」ではなく、第二次大戦後の世界の「現実」に影響を及ぼし、根付きつつあることを、しだいに実感していったやうである。佐々木は五二年から数年間、「憲法教養講座」という市民向けの夏期講座を開いていたが、五五年夏の講座で、憲法第九条の主旨や憲法改正問題について触れるなかで、次のやうに述べている。

わが国民、殊に国家機関というものは、機会があるならば、単に国内におけるわれわれ国民に対して言うのみではなくて、外国の外交官でもよるしいし、外国にそういう権力を、勢力を担当地におる人に向つて、第九条の論旨の主旨を明かにして、彼らの国でも憲法の戦争放棄というやうなことにいたらしめるということに努力してもらいたいということを書いておるのですが、書生論といつてもあなだれませぬよ。それは今日すでに戦争放棄ということがおこつていゝるではありませんか。最近ソ連なりアメリカなり、

軍備の、戦争を放棄するというようなことおぼ、これまでとはに角、みんな感情的に戦争放棄、戦争放棄といつていたが、感情的な言葉で言つておつた。今日ではそうではない。即ち世界人の間に戦争を放棄するというような気分が出て来ておると思ひます。必らずさういふ時代になる。

五三年七月に朝鮮戦争の休戦協定が締結され、五五年四月にバンドン会議が開かれて、国際紛争の平和的解決を唱えた「平和一〇原則」が発表され、七月には米英仏ソの四巨頭会談がジュネーブで開かれて軍縮が提案されるなど、五五年前半は、米ソの冷戦が「雪解け」となり、世界平和実現の新たな展望が見えていた。このような世界情勢を目の当たりにして佐々木は、「理想」であつた憲法の「戦争放棄」が、単なる言葉にとどまらず、「現実」の国際的な条約や宣言に影響を及ぼしつつあることを実感したのである。最後に「必ずさういふ時代になる」と佐々木は期待を込めて述べている。

さらに、八〇歳を迎えた晩年の佐々木は、五八年六月一二日に京大法学会に招かれて講演を行っているが、この中で、日本国の「世界生活理想」を示したものが憲法第九条であると位置づけ、次のように述べている。

この日本国憲法が、戦後の新しい世界における日本国民の世界生活を定めるに關して、戦争放棄を規定したということは大いに価値があるものと私は考えています。すなわち、日本国民の国家生活として価値があるのみならず、世界生活としても価値があると考えます。(中略) 日本が戦争の放棄を日本の新憲法に規定した

のは、それはひとり日本の国家生活としての理想のみではなく、すなわち世界の生活の理想だったからであります。(中略)それは単に日本という国家生活においてのみ意味があるという考えを表明しているのでは決してない。すなわち、世界の間が世界生活をする上において意味のあることであつて、それが日本の国法において、まず現実に、具体的に示されたということです。すなわち戦争放棄という規定は、決して日本だけが守るべき規定ではなく、他の国々に対しても戦争放棄という意志を、理想を、進んでは實際上の行動をとるよう日本は働きかけるべきだ、ということを宣言しているのであります。これが世界生活理想に対する日本国民の憲法上の責務ということでありませう。

佐々木は、憲法第九条の「戦争の放棄」が、日本国民だけに要求された理想なのではなく、「世界の生活の理想」であると高く評価し、「日本の国法」に示された規定でありながら、「世界の人間が世界生活をする」うえでも理想なのだと述べている。つまり憲法第九条は一国的な理想ではなく、世界中の人間にとって、国家を超えた普遍的な理想を規定したものであることを強調したのである。日本国民にはこの理想を世界の国々に向けて訴えていく「憲法上の責務」があるとして述べていた。このように佐々木が、憲法第九条を「世界の生活の理想」として高く評価し、単に国内法の規定とみなす立場から脱却したのは、「世界生活」について国内法たる憲法が規定してよいか考察した結果であつた。佐々木は次のように述べている。

世界生活そのものを憲法が規定することはむろん理論上許されな

いけれども、世界生活について日本国民がいかなる態度をとるかということは、日本国憲法が規定して少しもさしつかえないのであります。(中略) 実には、この第九条のごとき規定を日本国憲法のなかに含めるということになり、日本国民の世界生活の行動そのものを規定するということになり、憲法と国際法というものと混同してしまうこととなるというような説をなす学者がりました。しかし、そういう説をなす学者は実は憲法がわかっていなかったのだと思います。(中略) 当時は私も世界生活そのものと、世界生活に関する日本国家における国民の生活態度とを混同するという浅薄な考え方をしていたために、疑問を持ちました。しかし両者の区別および関係というものが明らかにできてはつきりしてきたのであります。そして今日ではきわめてはつきりと世界生活に関することがらについて、国法たる憲法で規定して少しもかまわないと考えております。

佐々木はここで、憲法制定当時は、憲法第九条が「戦争の放棄」という「日本国民の世界生活の行動そのもの」を示す規範であり、これは国際法の領域であって、国内法たる憲法が示すことのできる領域ではないと考えていたと述べている。たしかに佐々木が憲法草案の審議の際に、憲法第九条に反対した根拠の一つは、国際法で「戦争の放棄」を決めるのならともかく、日本だけが国内法たる憲法でそれを定めてみても「無意味」ということであった。国内法が国際法に及ぼす影響については否定的であったのである。しかし、そのような認識が「浅薄な考え方」であり、間違いであったことを率直に認め、「戦争の放棄」という「世界生活に関することがら」を憲法に規定しても問題は

ないと考えるようになっていた。つまり、「世界生活そのもの」を規定する国際法と世界生活に関する「国民の生活態度」を規定する国内法とを区別しつつ、国際法と国内法との「関係」を考察して、国内法が国際法に及ぼす影響をも認めるようになったのである。これは、国内法の規定が国際法に及ぼす影響を軽視する佐々木の憲法論が、さらに深化したことを示したのと言えよう。このようにして、佐々木は日本国憲法の「戦争の放棄」が「世界の生活の理想」を示した実定法として、世界に影響を及ぼしうることを認めたのである。佐々木の憲法論の深化の背景には、「戦争の放棄」が世界の現実になりつつあることを佐々木が実感していったことがあると思われる。

以上のように、佐々木は、憲法第九条が国内法たる憲法の規定でありながら、国家を超えた普遍的理想を規定したものであると位置づけ、日本国民の国内生活の規範となるばかりでなく、世界生活の仕方の規範ともなることを認識するに至った。もちろん日本国憲法は、国際法でない以上、あくまでも日本国民の「世界生活の仕方」を定めたものに過ぎない。しかし、世界が戦争放棄の実現に向かっていることを目の当たりにした佐々木は、自らの憲法論を進展させ、国内法が国際法に及ぼす影響を認め、日本国憲法の理想が世界の理想として現実に影響を及ぼしていることをしだいに確信していったのである。憲法制定当時は「戦争の放棄」を定めることに懐疑的であり、国内法に国際法的な規定を設けることに反対していた憲法学者の佐々木が、世界における平和の発展を見すえて自説を改め、晩年には憲法第九条を

普遍的な「世界の生活の理想」とまで位置づけるようになったのである。

おわりに

本稿で考察したことをまとめると、以下のようになる。

まず第一に、「十五年戦争」が、佐々木の学問研究にどのような影響したのか、という問題である。佐々木は戦時下において学問することの困難さを自覚しながらも、学問に邁進することで、日本の進むべき道を見出そうとした。国連脱退と日中戦争の激化を深く憂慮していた佐々木であったが、いったん戦争が始まった以上は、その現実に学問を通じて向き合うことを決意し、国民の戦争協力の責任を説き、自らも戦争に主体的に協力した。その意味で、佐々木は戦争の「主体的協力者」の一人だったのである。

ただし、佐々木の戦時下の学問研究の特徴は、可能な限り国民の自由と権利を擁護することであり、総力戦体制の構築のためには、何よりも帝国憲法の規定する立憲主義を擁護し、国民の自由と権利を擁護することが必要だと佐々木は考えていた。総力戦遂行のために、国民が協力することを求め、自らも戦争に主体的に協力したのは、それによって国民の自由と権利を可能な限り擁護しようとしたからだと言えるだろう。

戦争に主体的に協力した佐々木は、日本の敗戦を深刻に自分の問題として受け止め、敗戦は、国民の自由を抑圧し、国民の意志が政治に

反映されず、独裁的な政治が続いた結果であると考えた。このような反省をふまえて佐々木は、日本の「デモクラシーの復活強化」のために、憲法の「部分的改正」を行った「佐々木私案」を起草していく。

第二に、佐々木が憲法制定当初は第九条の規定に反対し、制定後に「自衛戦争・自衛戦力合憲」論を説いたのはなぜか、という問題である。そこには佐々木の国家観と現実主義の問題がある。佐々木は現実の世界に戦争が存在する以上、独立国家は武力を持つことが当然であるという伝統的な国家観を強く保持していた。しかも、国内法たる憲法に戦争の放棄を規定してみても、他の国には影響を及ぼさないため、国際法的に「無意味」であり、世界平和の構築に役立たないと考えていたのである。独立国家と武力の保持を当然と考える国家観は、憲法第九条の解釈にも影響を及ぼし、朝鮮戦争という世界情勢の激動のなかで、佐々木が「自衛戦争・自衛戦力合憲」論を明確に打ち出す原因にもなった。このような現実主義は、安保条約合憲論や講和問題での「単独講和」の主張に親和的なことにも示されている。

第三に、当初は憲法第九条に反対していた現実主義者の佐々木が、なぜ「戦争の放棄」の理念や理想を、しだいに積極的に評価するようになるのか、という佐々木の平和主義に関わる問題である。一つの理由は、日本の国連脱退への深い反省である。日本の国連脱退によって、人類社会が戦争違法化に向けて、歴史的に発展してきた流れが阻害され、国際平和の傾向が弱められたことを、佐々木は深く反省していた。その責任の取り方として、「万国戦争放棄」という「空想」実現に向

け、日本が不断に努力することを強く期待したのである。佐々木がこのような強く期待したのは、もともと国連脱退を深く憂慮しながらも、自ら戦争に主体的に協力し、国際平和の傾向を弱めた知識人としての責任の取り方を、憲法第九条に託したからだと見ることもできるであろう。

もう一つの理由は、佐々木の憲法論の発展である。佐々木は当初、国際法で「戦争の放棄」を決めるのならともかく、日本だけが国内法たる憲法で「戦争の放棄」を定めてみても「無意味」だと述べていた。しかし、そのような認識が「浅薄な考え方」であり、憲法第九条が国内法たる憲法の規定でありながら、国家を超えた普遍的理想を規定したものであると位置づけ、日本国民の国内生活の規範となるばかりでなく、「世界生活」の仕方の規範ともなり、「世界の生活の理想」として世界の国々に影響を及ぼしうることを認識するに至ったのである。佐々木のこのような考えは、バンドン会議やジュネーブ軍縮条約の締結などを目の当たりにして、「万国戦争放棄」の理想が「空想」ではなく、現実の世界で根付きつつあるという実感に支えられていたと思われる。そのように見れば、佐々木は現実主義者だったからこそ、憲法第九条の「理想」を「空想」ではなく、人類社会の「現実」の歴史的発展として位置づけることができたのだと言えよう。

理想と現実との壁に悩みつつも、「戦争放棄」の理念を高く評価し、その普遍的意義を説き続けた一人の知識人の主張は、憲法「改正」が叫ばれる今だからこそ再読すべきであるように思われる。

【註】

- (1) 岩間昭道「戦前における憲法解釈の方法」(杉原泰雄編「講座・憲法学の基礎」憲法学の方法)勁草書房、一九八四年
- (2) 詳しくは、田畑忍「佐々木博士の憲法学」、阿部照哉「佐々木憲法学の特質」、上野裕久「佐々木憲法学と美濃部憲法学」、小林孝輔「佐々木憲法学批判」などの諸論文を参照。これらは全て、田畑忍編「佐々木憲法学の研究」(法律文化社、一九七五年)所収。傍点は小林論文。
- (3) 井端正幸「伝統的憲法学の抵抗と限界——佐々木惣一の立憲君主制論を中心に」(龍谷法学)一七—三、一九八四年二月)、出原政雄「佐々木惣一における自由主義と憲法学——『国体』論の内実と変遷を中心にして」(立命館大学人文科学研究所紀要)第六五号、一九九六年)などを参照。
- (4) 小林孝輔「佐々木憲法学批判」(田畑忍編「佐々木憲法学の研究」法律文化社、一九七五年所収)一九五頁。初出は「佐々木惣一論」(『法学セミナー』一九六〇年四月号)
- (5) 並河啓后「佐々木博士の第九条解釈」(前掲、田畑忍編「佐々木憲法学の研究」所収)五九頁。初出は「同志社法学」一九七四年一月号。
- (6) ただし、平和論や時局分析に関する佐々木の発言はそれほど多くない。だからこそ、これらの発言は重要なのである。
- (7) 前掲、出原政雄「佐々木惣一における自由主義と憲法学——『国体』論の内実と変遷を中心にして」一七〇頁の注七〇。
- (8) 松尾尊発「佐々木惣一」(『大正デモクラシーの群像』岩波書店、一九九〇年所収)二二九頁。初出は「佐々木惣一先生と日本の自由主義」(『世界』一九八四年一月号)
- (9) 佐々木は、「天皇ハ我国家ヲ表現シタマフガ故ニ我国家ノ機関ナリ。我国家ハ天皇ノ行為ニ依テ法律關係ノ主体トナル。故ニ我国家ハ法人ナリ」と、明確に天皇機関説・国家法人説を述べていた(佐々木「日本憲法要論」金刺芳流堂、一九三三年一月訂正第四版、三三二頁)。

- (10) 昭和十四年度思想特別研究員『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』(社会問題資料研究会編『社会問題資料叢書第一輯』東洋文化社、一九七五年)二五七頁。なお、佐々木は戦後になって、この事件の起こる数年前から、「著者の研究上の見地より」著書の改訂の必要があるため、「一時絶版にする旨」を出版社に告げており、内務省の絶版処分は「著者自身にとっては何ら影響するところがなかった」と述べているが、「改訂日本国憲法論」有斐閣、一九五四年、「改訂版序」八〇九頁、結果的に、戦前は改訂版を公刊することができず、佐々木の研究活動に大きな不自由があったことは間違いないであろう。
- (11) 河島真「天皇機関説事件と神戸商業大学(その①)(その④)」(神戸大学広報委員会編集『六甲ひろば』五四〇五七号、二〇〇二年二月〜五月所収)。なお、佐々木の後任には、「ナチス憲法学」に共鳴する黒田覚・京都帝国大学教授が招かれることとなった。
- (12) 前掲、田畑忍編『佐々木憲法学の研究』の巻末には、並河啓后編の「佐々木博士略歴・著作目録」があり、これを見ると、単純に数だけで比較すれば、一九三五年から四三年にかけての時期の執筆数が最も多いことがわかる。
- (13) 佐々木「学生に望む」(『京都帝国大学新聞』第三三八号、一九四一年一月五日付)
- (14) 佐々木「学問といふもの(一)〜(五)」(『公法雑誌』一九四三年九月〜二月号、一九四五年一月号)。同「道草記」(甲鳥書林新社、一九五七年)に所収。引用は「道草記」から。
- (15) 同右、九九〜一〇〇頁。
- (16) 佐々木「国家総動員法制の体系(一)〜(二)」(『公法雑誌』一九四二年二月号)一六頁。ただし、この問題については「帝国憲法に違反せずとする有権的解釈が為されてゐる」ので、「憲法問題に関しては、右の有権的解釈を前提として考察するの外ない」とも述べており(同、一六頁)、佐々木自身は
- (17) 佐々木「国家総動員法制の体系(一)〜(二)」(『公法雑誌』一九四二年三月号)二六〜二七頁。
- (18) 佐々木「我が国憲法の独自性」(岩波書店、一九四三年八月)一八〇頁。
- (19) この経緯を詳細に検討した奥平康弘は、「類似宗教団体」に関する条文が第七条として新設されたこと、法の条文が「国体ヲ変革」から「国体ヲ否定」へと変更され、「全く觀念の世界にとどまる人間の精神活動そのもの」の取締りへと変化したことを指摘している(傍点原文)。当局の説明は、「変革ガ事物ノ本体ニ対シ具體的ニ積極的ニ變更ヲ加ヘントスルガ如キ能動的內容ヲ有スルニ対シ否定ハ単ニ之ヲ觀念的消極的ニ認メザル靜的行爲ヲ内容トス」というものであった。奥平康弘『治安維持法小史』(筑摩書房、一九七七年)二二二〜二二三頁参照。
- (20) 佐々木は以前から、「国体」の定義について、「国体トハ國家ノ統治權ノ何人タルカラ標準トシテ設ケラル、國家ノ形体」であり(前掲、佐々木『日本憲法要論』七八頁)、「全ク法上ノ概念」であるが、「然ルニ国体ノ語ハ往々国柄、国風ノ義ニ用ケラル、コトアレバ、之ヲ混同スベカラズ」と解釈しており(同、八二頁)、法律上の「国体」概念が「国柄」といった概念的な次元で使用されることの誤りを指摘していた。
- (21) 佐々木「大政翼賛会と憲法上の論点」(『改造』一九四一年二月号)四五頁。前掲、松尾尊兌「佐々木惣一」二四三〜二四五頁、出原政雄「佐々木惣一における自由主義と憲法学——『国体』論の内実と変遷を中心に——」一五五〜一五六頁を参照。
- (22) 前掲、松尾尊兌「佐々木惣一」二三七頁。「政道学塾則」の第一条には、「政道学とは政治及び政治法を一体として考察し國家の存在状態の基本原則を研究する学をいふ」とあり、「受講及び聴講は無料」であった。「十一月三日明治節の日」に創設、開講し、最初のテーマは「我が國家の性格を

明にする政道学上の諸問題」であった。「政道学塾塾員名簿」には、「塾友」として滝川幸辰や末川博の名が見え、「塾員」として田畑忍や大石義雄の名が記されており、当初は約五〇人程度が参加している(末川博関係資料 11356、大阪市立大学大学史資料室蔵)。

(23) 佐々木「観る立場から当る立場へ」(『疎林』甲文社、一九四七年) 一一一〜一二二頁。この文章の執筆時期は不明であるが、最初に収録された『疎林』という随筆集が一九四七年に出版されていることから、それ以前に書かれたものと推測される。

(24) 佐々木「夢松庵日記 昭和八年」(佐々木惣一博士関係文書第二一九、京都府立総合資料館蔵)

(25) 佐々木「戦争直視すべし」(『公法雑誌』一九四三年七月号)。同「決戦と国民間の信頼」(『公法雑誌』一九四三年一月号)

(26) 前掲、佐々木「戦争直視すべし」五頁。

(27) 同右、一〇頁。

(28) 佐々木「我が国の立憲政治」(『公法雑誌』一九四三年三月号) 六〜七頁。

(29) 出原政雄は、戦時下の佐々木の「立憲主義論」について、「天皇の親政の原則」を強調したために「立憲主義論が天皇親政論に従属する結果」となり、大正期の佐々木の所論に比べて「立憲主義の自由主義的側面が希薄になつてしまつた」と評価している(前掲、出原政雄「佐々木惣一における自由主義と憲法学——『国体』論の内実と変遷を中心にして」一五四頁)。大梓ではこの評価に同意するが、むしろ本稿では、佐々木が戦時下にあつても国民の自由と権利を擁護するために、帝国憲法の「立憲主義」を強調していたことを肯定的に評価している。

(30) 本稿では、「主体的協力者」を、積極的に戦争を賛美したのではなく、戦争に協力することを拒否したのではなく、かといって消極的に嫌々ながら戦争に協力したのではない、自らの意志で戦争に協力することを潔しとした人物という意味で用いている。

(31) 佐々木「この日を再建・反省の日に」(『毎日新聞』一九五四年八月一日)

(32) 例えば敗戦当時、医者であった評論家の加藤周一は、「私は非常に少数の、戦争に批判的な日本人に属していました。戦争が終わったとき、『これでまともな道に返つた』と思つた。だから解放感なんです。直接には、やはり自分自身を表現できる、言論の自由の感覚です」と、敗戦時の喜びを述べているが(加藤周一「二〇世紀の自画像」筑摩書房、二〇〇五年、二八頁)、佐々木はそのような感覚とはかけ離れていた。

(33) 佐々木「憲法改正の基本的要求」(一九四六年三月一七日付、同「憲法改正断想」甲文社、一九四七年所収) 一六頁。

(34) 同右、一七頁。ただし、佐々木は「デモクラシー」を「民主主義」とみなすことに戦前から批判的であった。その理由は、「民主主義」という用語は「君主国」たる日本にはふさわしくなく、「一般国民の意志の参与を認むる政治の意味」であれば、「立憲主義」が適当だと考えていたからである(前掲、佐々木「我が国憲法の独自性」一四七〜一四八頁)。佐々木は「デモクラシーの復活強化」を「一般の社会生活の共衆化、政治生活の共衆化」という表現で捉えている。

(35) 佐々木を招いた近衛が憲法改正調査を始めたきっかけは、一〇月四日に行われたマッカーサーとの会見で、近衛がマッカーサーから憲法改正の示唆を受けたことによるが、これによって調査作業は政府内部よりも早く、宮中で進められ、佐々木はその一端を担うこととなった(竹前栄治・岡部史信『日本国憲法・検証一九四五—二〇〇〇資料と論点 第一巻 憲法制定史』竹前栄治監修、小学館、二〇〇〇年、六〇〜六三頁)。

(36) 憲法調査会事務局「高木八尺名誉教授談話録」(憲資・総第二五号、一九五八年七月) 四頁。

(37) 佐々木は当初、四五年内に仕事を完成すればよいと考えていたが、政府ではなく内大臣府が憲法改正作業を行っていることや、戦争犯罪人に指定さ

れる可能性の高い近衛に作業が任されていることなど、国内外から批判が高まり、一〇月二四日に内大臣府の廃止が決定され、佐々木私案を提出した一二月二四日に、内大臣府は廃止された。佐々木はこの措置に非常に強い不満を感じていたようである。

(38) 佐々木「帝國憲法改正ノ必要」(一九四五年一月三日)三七頁。引用は、憲法調査会事務局編『帝國憲法改正諸案及び関係文書(六)』——内大臣府側関係文書(憲資・総第二六号、一九五八年七月)から。

(39) 美濃部達吉「憲法改正問題(上)」(『朝日新聞』一九四五年一〇月二〇日)前掲、佐々木「帝國憲法改正ノ必要」二五頁。

(40) 同右、二四頁。

(41) 同右、三五頁。

(42) 同右、一〇二頁。

(43) 統帥権の規定について、佐々木私案といわゆる「松本甲案」は、ほぼ同じ内容である。「松本甲案」とは、四五年一〇月に幣原内閣が設置した「憲法問題調査委員会」(いわゆる松本委員会)の議論を経て、四六年一月初頭に、委員長の松本丞治が憲法の「小改正」を想定して作成した改正案である。なお、「大改正」を想定し、委員会のメンバーであった宮沢俊義がまとめ、四六年二月一日に毎日新聞がスクープして、その後の憲法草案作成に影響を与えた「乙案」では、統帥権の規定が削除されていた。前掲、竹前栄治・岡部史信『日本国憲法・検証一九四五—二〇〇〇資料と論点』

第一巻 憲法制定史(九四—一〇八頁参照)。

(44) 新憲法草案第九條は、衆議院でいわゆる「芦田修正」が施されて現憲法の条文の形となり、可決される。その後、上程された貴族院の審議で、文言は全く変更されていない。したがって、佐々木が貴族院で審議した草案第九條は、現憲法の条文と全く同じものである。なお、「芦田修正」については、第二章でふれる。

(45) 憲法調査会事務局編『帝國憲法改正審議録(五)』——戦争放棄編(憲資・

戦第二号、一九五八年三月)三〇二頁。一九四六年八月二九日の貴族院本会議での質問。

(47) 同右。

(48) 同右、三〇六頁。

(49) 同右、四〇三—四〇四頁。一九四六年九月二三日の貴族院帝國憲法改正案特別委員会での質問。

(50) 同右、四〇五頁。

(51) 同右、四〇七—四〇八頁。一九四六年九月二三日の貴族院帝國憲法改正案特別委員会での意見。

(52) 同右、四〇八頁。

(53) 同右、四〇六頁。

(54) ちなみに佐々木は、戦前の著作で、国家が「存立ノ目的」のために果たす行動のひとつとして、「國家外部ヨリスル侵害ヲ防禦スルコト」すなわち、「軍備ヲ整へ、外交ヲ為ス」ことを挙げ、これは国家のみが行えるとしていた(前掲、佐々木『日本憲法要論』七三—七四頁)。同時に、「軍備縮小」

によって「人類社会ノ平和ヲ促進スルコト」も、国家の「超国家的目的」であると説明し(同七四—七五頁)、国家による世界平和への貢献を指摘していた。しかしこれは、あくまでも「軍備縮小」であり、国家の非武装化を佐々木は想定していなかった。

(55) 佐々木『日本国憲法論』(有斐閣、一九四九年)。以下、初版本と記す。刊行は四九年二月だが、「序」は四八年七月二三日付で書かれており、實質的に執筆した時期は四八年と考えてよいと思われる。

(56) 同右、一九六頁。

(57) 同右、一九七—一九八頁。

(58) この点について渡辺治は、「佐々木は、すでに一九四八年の段階で、第九條第一項が自衛権を放棄していないという見解を前提にし、『前項の目的を達するため』という文句の存在を理由として、自衛のための戦力保持が

合憲である旨を述べていた(佐々木『日本国憲法論』)と指摘しているが(渡辺治『日本国憲法「改正」史』日本評論社、一九八七年、一三四頁)、引用で示したように、必ずしも「合憲」であると明確に指摘しているわけではない。この時点での佐々木の自衛戦力保持合憲論はまだ不明確であったが、しだいにそれが明確になっていったと捉える方が事実在即していると言えよう。

(59) 佐々木『改訂日本国憲法論』(有斐閣、一九五四年)二三四頁。以下、改訂本と記す。

(60) 同右、二三四～二三五頁。しかし、自衛のための戦力か否かを区別することとは、論理的に不可能である。

(61) 同右、二三五頁。

(62) 佐々木「再軍備問題と憲法」③ 憲法第九条で許される」(『朝日新聞』一九五一年一月二一日)

(63) 芦田均「平和のための自衛 憲法は否定せず」(『毎日新聞』一九五一年一月一四日)。ただし、「芦田修正」に関する近年の研究によって、小委員会での芦田の発言と、自衛戦力保持合憲論を説くようになってからの発言とが相当異なり、ある意味では正反対の主張であったことが明らかになっている。小委員会では芦田は、現憲法第九条の一項と二項を入れ替え、一項で全面的戦力保持の放棄をうたい、その「前項の目的を達するため」に、二項で「戦争の放棄」をうたい修正案を提示していた。したがって、自衛戦力保持合憲論の解釈は全く成り立たないような修正案であった。しかも小委員会の議論で芦田は、この順序にかなりこだわりを見せ、その修正案が小委員会でも受け入れられず、現憲法の順序となつてからも、芦田の提案した「前項の目的」は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」の部分であると述べており、「国際紛争を解決する手段としては」の部分ではなかった。芦田は政治状況の変化に応じて自説を変えたと思われるべきである。直江泰輝「第九〇回帝國議會における憲法審議過

程と「芦田修正」(『二十世紀研究』第六号、二〇〇五年所収)を参照。

(64) 前掲、改訂本五一九～五二〇頁。この引用部分は、初版本と比べてかなり増補されている部分である。

(65) 前掲、初版本一九八～一九九頁。

(66) 小林直樹は、自衛戦争・自衛戦力保持合憲論が持つ問題点について、「何よりもそれは、自衛のための戦争(および「制裁戦争」——以下同じ)が、国際法上も当然認められるという立場に立つが、それならば何故に、二項後段でわざわざ「国の交戦権は、これを認めない」としたのか、納得のゆく説明は与えにくい」と指摘しているが(小林直樹「憲法第九条」岩波新書、一九八二年、四六～四七頁)、佐々木の場合にも同じような問題が指摘できる。

(67) 前掲、改訂本二三五頁。

(68) 前掲、並河啓后「佐々木博士の第九条解釈」五九頁。

(69) 「講和問題についての平和問題談話会声明」(一九五〇年一月一日付、「世界」一九五〇年三月号)

(70) 佐々木「講和と国民の問題」(『中央公論』一九五〇年三月号)二五～二六頁。

(71) 同右、二六～二七頁。

(72) 佐々木「再軍備の意味を混同するな」(『東洋経済新報』第二五〇五号、一九五二年一月五日号)四七～四八頁。

(73) 安保条約は合憲であると明確に説明した学者として、国際法学者の横田喜三郎と憲法学者の宮沢俊義を例に挙げたい。横田は、他国の軍事援助を求めることは憲法第九条によって禁止されておらず、そのために軍事協定を結んでも差し支えないとした。また宮沢は、国際的な安全保障方式の完成に至る「過渡的措置」として、外国軍隊の駐留による安全保障を採る可能性は憲法第九条によって禁止されていないとしている。佐々木は具体的な説明を全くしていないため、横田や宮沢と同じような根拠で合憲と解釈し

たのか、確認できない。古関彰一『「平和国家」日本の再検討』（岩波書店、二〇〇二年）一一六～一一九頁参照。

- (74) 佐々木「世界平和偶感」(『時論』一九四九年五月号)。同「世界平和と日本」(『朝日評論』一九四九年一月号)。同「万国戦争放棄への努力」(『都新聞』一九四九年二月一日・二日)

- (75) 前掲、佐々木「世界平和と日本」一六八～一七二頁。引用は、佐々木『立憲非立憲』(朝日新聞社、一九五〇年五月)所収から。

- (76) 同右、一七一～一七二頁。

- (77) 前掲、佐々木「世界平和偶感」一二頁。

- (78) 前掲、佐々木「世界平和と日本」一七五～一七九頁。

- (79) 同右、一八〇～一八二頁。

- (80) 同右、一八四～一八五頁。

- (81) 前掲、佐々木「万国戦争放棄への努力」

- (82) 佐々木「憲法教養講座・日本国民の世界生活と日本憲法(速記録)」(一九五五年、佐々木惣一博士関係文書一三八、京都府立総合資料館蔵)

- (83) この「講演の速記」が、「世界の進歩に対する日本国民の責務と日本国憲法」と題して、雑誌『世界』の一九五九年一月号に掲載された、「最後の公表論文」(前掲、松尾尊兌「佐々木惣一」二三九頁)である。掲載の経緯は不明だが、この号は「風強し一九五九年——日本の安全保障と条約改定問題」と題した特集であり、しかも「編集者より再三の依頼もあり、十分見直すことのできな」いまま掲載したと佐々木が自ら付記していることから、『世界』編集者の吉野源三郎が、安保条約改定問題の議論が始まるなかで、佐々木の講演内容を聞き、この号に掲載することを強く依頼したものと思われる。

- (84) 同右、四三～四四頁。

- (85) 同右、四三頁。

(後期博士課程大学院生)